

自動車燃料消費量統計月報

平成 25 年 8 月分



国土交通省

凡 例

1. この月報は、自動車燃料消費量調査(一般統計調査) 平成 25 年 8 月分の調査結果である。
2. 営業用バスの走行キロは、平成 24 年度分以前は、当該車種について悉皆調査を行っている「自動車輸送統計調査(基幹統計調査)」の数値を用いているが、平成 25 年 4 月分から、本調査の結果を用いて公表している。
3. 平成 21 年度以前の燃料消費量及び走行キロは、『自動車輸送統計年報』を参照されたい。
自動車燃料消費量統計年報の統計数値と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較については、平成 23 年度自動車燃料消費量統計年報巻末の「『自動車燃料消費量統計年報』と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較について」を参照されたい。
4. 数値は、原則として単位未満で四捨五入してあるので、総数と内計は必ずしも一致していない。
5. この月報で用いている符号は次のとおりである。
「0」——— 単位未満
「—」——— データなし、推計省略
「※」——— 暫定数値
「r」——— 改訂数値
6. この月報についての照会は、国土交通省総合政策局交通統計室(電話 03-5253-8346)に連絡されたい。

概 要

1. 調査の目的

この調査は、自動車の燃料消費量等の実態を明らかにし、我が国の地球温暖化対策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査の沿革

自動車の燃料消費量等の調査・集計は、昭和 35 年から自動車輸送統計調査で実施されてきたが、同統計の調査方法及び集計方法の見直しに伴い、平成 22 年度から本調査により調査・集計を行い、その結果を公表している。

3. 調査対象

登録自動車（道路運送車両法第 4 条）及び軽自動車（道路運送車両法第 60 条）を調査対象とし、その中から国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施している（別表 1 参照）。

なお、以下の自動車については、調査から除外している。

- ・大型特殊車（ブルドーザー等）
- ・小型特殊車（フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等）
- ・二輪車等

4. 調査方法

調査は、国土交通省から国土交通大臣が選定する自動車の使用者に対して郵送により調査票を配布及び回収し行っている。

また、調査は自計報告で行っている。

5. 調査時期

調査は毎月行っており、約 9,600 の自動車の使用者に対して調査票を配布している。

また、調査期間は、別表 1 のとおり、国土交通大臣が指定する 7 日間又は 21 日間としている。

6. 集計方法

自動車検査登録情報のデータを補助変数として活用する比推定方式により集計を行っている。

$$X = \sum_{i=1}^n (x_i \frac{D}{d}) \frac{Y}{\sum_{i=1}^n y_i}$$

X : 推計値

D : 調査月の日数

d : 調査期間の日数

Y : 母集団の補助変数の総和

x_i : 第 i 標本の統計値

y_i : 第 i 標本の補助変数

n : 標本数

別表1

調査対象車両は、自動車のナンバープレートの業態及び分類番号情報を基に、下表のとおり、区分している。

調 査 対 象 車 両				調 査 期 間	
業態（注１）	分 類 番 号 （ 注 ２ ）	輸送形態（注１）	車 種		
営 業 用	１・１０～１９及び１００～１９９	貨 物 自 動 車	普 通 車	７ 日	
	４・６・４０～４９・４００～４９９・６０～６９ 及び６００～６９９		小 型 車		
	８・８０～８９及び８００～８９９		特 種 車		
	４０～４９・４００～４９９及び６００～６９９		軽自動車		
	２・２０～２９及び２００～２９９	旅 客 自 動 車	バ ス		
	３・３０～３９・３００～３９９・５・７・５０～ ５９・５００～５９９・７０～７９及び７００～７９９		乗 用 車		
自 家 用	１・１０～１９及び１００～１９９	貨 物 自 動 車	普通車	積載量２トン以上	21日
	４・６・４０～４９・４００～４９９・６０～６９ 及び６００～６９９			積載量２トン未満	
	８・８０～８９及び８００～８９９		特種車 （注３）	貨 物 輸 送 車	７ 日
				非貨物輸送車	21日
	４０～４９・４００～４９９及び６００～６９９	軽自動車			
	２・２０～２９及び２００～２９９	旅 客 自 動 車	バ ス	７ 日	
	３・３０～３９・３００～３９９・５・７・５０～ ５９・５００～５９９・７０～７９及び７００～７９９		乗 用 車 （ 注 ４ ）	21日	
	５０～５９・５００～５９９・７００～７９９・８０～ ８９及び８００～８９９		軽自動車		

- （注） 1. 業態及び輸送形態は、用語の解説にある自動車の種別を参照されたい。
2. 自動車のナンバープレートの分類番号は、登録自動車は自動車登録規則第13条、軽自動車は道路運送車両法施行規則第36条の17により、下表のとおり、それぞれ分類されている。
3. 自家用貨物自動車の特種車は、貨物輸送車と非貨物輸送車に区分している。
- 貨物輸送車は、タンクローリー（液体やガスなどを運搬）、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車等、貨物の輸送に供する自動車である。
- 非貨物輸送車は、清掃車、電源車、照明車、患者輸送車、道路作業車等、貨物の輸送に供さない自動車である。
4. 自家用旅客自動車の乗用車は、普通車、小型車、ハイブリッド車に区分している。

（注2関係）

登録自動車

自 動 車 種 別 及 び 用 途		分 類 番 号
普通自動車	貨物自動車	1・10～19及び100～199
	乗合自動車	2・20～29及び200～299
	乗用自動車	3・30～39及び300～399
小型自動車	貨物自動車	4・6・40～49・400～499・ 60～69及び600～699
	乗用自動車及び乗合自動車	5・7・50～59・500～599・ 70～79及び700～799
特種自動車		8・80～89及び800～899
大型特殊自動車（次に該当するものを除く）		9・90～99及び900～999
大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの		0・00～09及び000～099

軽自動車

自 動 車 種 別	分 類 番 号
貨物自動車	40～49・400～499及び 600～699
乗用自動車	50～59・500～599及び 700～799
特種自動車	80～89及び800～899

用 語 の 解 説

自動車の種別

1. 自動車は輸送するものにより貨物自動車と旅客自動車に分けられる。
 - (1) 貨物自動車とは、貨物の運送の用に供する自動車で、トラック、ライトバン等をいう。
 - (2) 旅客自動車とは、人の運送の用に供する自動車で、乗用車及びバスをいう。
2. 自動車は業態によって営業用と自家用に分けられる。
 - (1) 営業用とは、他人の求めに応じて貨物又は旅客を輸送する自動車で、トラック事業者、バス事業者、ハイヤー・タクシー事業者、軽車両等運送事業者などが保有する自動車をいう。
 - (2) 自家用とは、営業用以外のもの [例えば自家の取り扱う貨物又は当該自動車の所有者（又は使用者）とその家族若しくは従業員等を輸送する自動車] をいう。

燃料消費量

自動車の燃料消費量をリットル及び立方メートルで表したもので、使用の用途を問わない。

走行キロ

自動車が行った距離をキロメートルで表したもので、物や人を輸送したかどうかを問わない。

実在延日車

自動車が調査期間中に延日数にして何両あったかを表したものの。

走行 1 km 当たり燃料消費量

燃料消費量 ÷ 走行キロ

1 日 1 車 当たり 走行キロ

走行キロ ÷ 実在延日車

地方運輸局の区分

自動車の燃料消費量等の実績は、当該登録自動車及び軽自動車の属する都道府県を管轄する地方運輸局別に区分した。

北海道	北海道	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県		

参 考

道路運送車両法施行規則第2条に定める種別は、普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び軽自動車をいい、下表のとおり分類される。

種 別			自 動 車						
			普通自動車	小 型 自 動 車			軽 自 動 車		大型特殊自動車 小型特殊自動車
代表的な自動車			バス 大型トラック 大型乗用車 普通特種車	小型トラック 小型乗用車 小型特種車	3輪トラック	大型オートバイ	軽トラック 軽乗用車	オートバイ スクーター	ロードローラー クレーン車 ブルドーザー フォークリフト 農耕用ハンドトラクター
構	車輪数		4以上	4以上	3	2	3以上	2	制限なし
	大 き さ (m)	長さ 幅 高さ	4輪以上の小型自動車 より大きいもの	4.7以下 1.7以下 2.0以下	3輪の軽自動車より 大きいもの	2輪の軽自動車より 大きいもの	3.4以下 1.48以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下	小型特殊自動車より 大きいもの 農耕作業用自動車 は制限なし
造	エンジンの 総排気量 (CC)		同 上	660を超え 2,000以下	660を超える	250を超える	660以下	125を超え 250以下	制限なし

注1) バスの区分は次のとおり。

普通車は、普通自動車で乗車定員 30 人以上のもの。

小型車は、普通自動車で乗車定員 11 人以上 29 人以下のもの及び小型自動車で乗車定員 11 人以上のもの。

注2) 小型特殊自動車については最高速度の制限であり、その区分は次のとおり。

農耕作業自動車は 35km/h 未満。

その他の特殊自動車は 15km/h。

注3) 四輪以上の小型自動車で、ジーゼル機関を用いるものについては、エンジンの総排気量の基準は適用されない。

目 次

平成 2 5 年 8 月自動車燃料消費量及び走行キロの概要-----	1
------------------------------------	---

(統計表)

第 1 表 燃料別・車種別 総括表 -----	3
第 2 表 燃料別・地方運輸局別・1 1 車種別 燃料消費量 -----	4
第 3 表 燃料別・地方運輸局別・1 1 車種別 走行キロ -----	5
第 4 表 燃料別・地方運輸局別・2 6 車種別 燃料消費量 -----	6
第 5 表 燃料別・地方運輸局別・2 6 車種別 走行キロ -----	8

平成25年 8 月 自動車燃料消費量及び走行キロの概要

平成25年 8 月における自動車による全国の燃料消費量及び走行キロは〔表－1〕のとおりである。

ガソリンの消費量は、営業用自動車では63千kl、自家用自動車では4,730千klであった。また、走行キロは、営業用自動車が607百万km、自家用自動車が51,466百万kmであった。

軽油の消費量は、営業用自動車では1,441千kl、自家用自動車では740千klであった。また、走行キロは、営業用自動車が5,264百万km、自家用自動車が4,511百万kmであった。

LPG及びCNGの消費量は、それぞれ166千kl、7,386千m³であった。また、走行キロは、LPG車が875百万km、CNG車が30百万kmであった。

表－1 燃料別・業態別自動車燃料消費量及び走行キロ

燃 料	業態・車種		燃料消費量 (千kl、千m ³)	走行キロ (百万km)
ガソリン	営 業 用	貨物自動車	50	506
		旅客自動車	13	101
		営業用計	63	607
	自 家 用	貨物自動車	712	7 749
		旅客自動車	4 018	43 718
		自家用計	4 730	51 466
	ガソリン計		4 793	52 073
軽 油	営 業 用	貨物自動車	1 318	4 870
		旅客自動車	123	394
		営業用計	1 441	5 264
	自 家 用	貨物自動車	582	3 427
		旅客自動車	158	1 084
		自家用計	740	4 511
	軽油計		2 181	9 775
L P G	営業用乗用車		155	830
	その他LPG車		11	45
	LPG計		166	875
C N G	CNG計		7 386	30

※CNG車の燃料消費量単位は千m³、CNG車以外の燃料消費量単位は千 klである。

平成25年8月における自動車による地方運輸局別の燃料消費量及び走行キロは〔表－2〕のとおりである。

運輸局別にガソリンの消費量を見ると、関東が1,348千kℓ（構成比28.1%）と最も多く、次いで、中部が749千kℓ（同15.6%）、九州が633千kℓ（同13.2%）の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が13,575百万km（同26.1%）と最も多く、次いで、中部が7,622百万km（同14.6%）、九州が7,378百万km（同14.2%）の順となっている。

次に、運輸局別に軽油の消費量を見ると、関東が604千kℓ（構成比27.7%）と最も多く、次いで、近畿が306千kℓ（同14.0%）、中部が301千kℓ（同13.8%）の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が2,622百万km（同26.8%）と最も多く、次いで、中部が1,324百万km（同13.5%）、近畿が1,303百万km（同13.3%）の順となっている。

表－2 地方運輸局別・燃料別自動車燃料消費量及び走行キロ

運輸局	ガソリン			
	燃料消費量(千kℓ)	構 成 比	走行キロ(百万km)	構 成 比
全 国 計	4 793	100.0	52 073	100.0
北 海 道	198	4.1	2 293	4.4
東 北	397	8.3	4 929	9.5
関 東	1 348	28.1	13 575	26.1
北陸信越	363	7.6	3 672	7.1
中 部	749	15.6	7 622	14.6
近 畿	624	13.0	6 753	13.0
中 国	317	6.6	3 847	7.4
四 国	164	3.4	2 004	3.8
九 州	633	13.2	7 378	14.2

運輸局	軽 油			
	燃料消費量(千kℓ)	構 成 比	走行キロ(百万km)	構 成 比
全 国 計	2 181	100.0	9 775	100.0
北 海 道	123	5.6	636	6.5
東 北	228	10.4	1 034	10.6
関 東	604	27.7	2 622	26.8
北陸信越	139	6.4	633	6.5
中 部	301	13.8	1 324	13.5
近 畿	306	14.0	1 303	13.3
中 国	148	6.8	664	6.8
四 国	76	3.5	335	3.4
九 州	257	11.8	1 225	12.5

運輸局	L P G			
	燃料消費量(千kℓ)	構 成 比	走行キロ(百万km)	構 成 比
全 国 計	166	100.0	875	100.0
北 海 道	11	6.4	56	6.4
東 北	9	5.5	48	5.5
関 東	59	35.4	315	36.0
北陸信越	5	3.2	27	3.0
中 部	13	8.0	71	8.1
近 畿	29	17.5	154	17.6
中 国	10	5.9	48	5.5
四 国	4	2.6	22	2.5
九 州	26	15.5	135	15.4

運輸局	C N G			
	燃料消費量(千mℓ)	構 成 比	走行キロ(百万km)	構 成 比
全 国 計	7 386	100.0	30	100.0
北 海 道	446	6.0	2	5.3
東 北	79	1.1	0	1.2
関 東	3 615	48.9	14	44.7
北陸信越	131	1.8	1	2.1
中 部	829	11.2	3	10.8
近 畿	1 769	24.0	9	28.1
中 国	259	3.5	1	3.7
四 国	78	1.1	0	1.1
九 州	180	2.4	1	3.0